佐久穂町企業誘致事業補助金

**１～５の共通要件**

〇補助対象業種：製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、教育・学習支援業その他町長が必要と認める業種

〇新規正規雇用者：雇用期間の定めのない常勤の新規正社員で佐久穂町に住所を有する方

〇新　設：町内に工場等を有しない者が町内に設置すること。又は町内に工場等を有する者が既設工場とは異なる業種の

工場等を設置すること。

〇移　設：町内に工場等を有する者が当該工場等を全部廃止し移転すること。

〇増　設：町内に工場等を有する者が同一の業種の工場等を町内に新たに設置すること。また既設工場等の敷地又は隣接

する敷地に既設工場等を拡充すること。また町内の有する工場等に係る償却資産を拡充すること。

〇町内に既に工場等を有する方は、町内全事業所の正規雇用者数も規定以上の増加をすること。

〇補助金を受けている期間は、規定以上の新規正規雇用者数を維持していること。

1

用地取得費の補助（工場等用地取得事業補助金）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取得  形態 | 取得面積  (㎡以上) | 新規正規雇用者数 | 補助率・限度額 |
| 新設 | 1,000 | 5人以上 | ・用地の取得費の30％  ・限度額5,000万円 |
| 移設  増設 | 3人以上 |

主な要件等

①用地取得後、新設と移設は3年以内、増設は2年以内に操業開始しなくてはなりません。

②補助金を受けた土地は10年間指定の用途に供さなくてはなりません。

　③新規正規雇用者は1年以上雇用しなければなりません。

２

工場などの建物や償却資産の固定資産税相当額の補助（工場等設置事業補助金）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得形態 | 投下固定資産総額  （土地を除く） | 新規正規雇用者数 | 補助期間 | 補助率・限度額 |
| 新設 | 2,500万円以上 | 5人以上 | 3年間 | ・補助率100％ |
| 移設 | 3人以上 |
| 増設 | 1,000万円以上 | 1人以上 | 2年間 |

主な要件等

①取得した建物・償却資産に対し、操業開始後初めて固定資産税が課せられる年度を初年度とする各年度の固定資産税相当

額を補助します。

②操業開始の日から10年間は継続して操業しなくてはなりません。

３

新規正規雇用者の補助（企業立地雇用支援事業補助金）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取得形態 | 投下固定資産総額  （土地を除く） | 新規正規雇用者数 | 補助率・限度額 |
| 新設  移設 | 2,500万円 | 5人以上 | 新規正規雇用者数（1年以上雇用）×100万円 |
| 3人以上 |
| 増設 | 1,000万円 |

主な要件等

①操業開始時から3年までが対象期間となります。

②新規正規雇用者は1年以上雇用しなければなりません。

4

賃借料の補助（工場等活用事業補助金）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取得形態 | 新規正規雇用者数 | 補助率・限度額 |
| 新　設 | 5人以上 | ・工場等の賃借料の30％以内  ・限度額1ヶ月当たり10万円  ・補助期間3年間 |
| 移　設 | 3人以上 |
| 増　設 | 1人以上 |

主な要件等

①3年以上の賃貸借契約を締結しなければなりません。

5

下水道使用料の補助　（下水道使用料支援事業補助金）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得  形態 | 取得面積  (㎡以上) | 新規正規雇用者数 | 補助率・限度額 | | |
| 1年目 | 2年目 | 3年目 |
| 新設 | 1,000 | 5人以上 | 10分の3 | 10分の2 | 10分の1 |

主な要件等

①用地を取得した場合に活用できます。

　②新規正規雇用者は1年以上雇用しなければなりません。

6

賃借料の補助（空き店舗等対策事業補助金）

|  |  |
| --- | --- |
| 主な要件 | 補助率・限度額 |
| ・1年以上の賃貸借契約  ・商工会の推薦を受けられる事業者  （既存契約などは対象外） | ・空き店舗、空き家の賃借料の30％以内  ・限度額1ヶ月当たり3万円  ・補助期間3年間 |

**佐久穂町の魅力**

１　進展する交通網

　　　もうすぐ中部横断自動車道佐久南IC⇔佐久町IC（仮称）、八千穂IC（仮称）間が開通します、関越自動車道経由での首都圏からのアクセスがさらに良くなります。

さらに将来、八千穂IC（仮称）⇔中央自動車道長坂IC間が開通すると、太平洋側の静岡県静岡市と新潟県上越市がわずか４時間で移動する事が可能になり、物流体系が確立されます。佐久穂町は東京、名古屋、新潟、静岡へ東西南北日本各地へのアクセスが良好になります。

　２　恵まれた自然環境

　　　夏の平均気温は約２３度なので産業にはとても良好な気候です。年間降水量が少なく晴天率が高いという特徴

があります。また地震等による災害も少なく、事業継続の維持に適しています。

　３　充実した支援制度

　　　企業立地に適した補助金などの支援制度も充実しています。なお、当町には都市計画税を導入しておりません。

お問い合わせ　　**佐久穂町役場　産業振興課　商工観光係**

〒384-0702　長野県佐久穂町大字畑164　　TEL 0267-88-3956　　FAX 0267-88-3958

HP　http://www.town.sakuho.nagano.jp/　　メールsyoukou@town.sakuho.nagano.jp